



## 付近見取図



土地に直接設置する広告塔及び広告板（広告アーチを除く。以下「野立広告物」という。）の場合は、次の欄に記入すること。		
1 道路又は鉄道等からの距離	<input type="checkbox"/> 高速自動車国道又は自動車専用道路（名称）から <input type="checkbox"/> 知事が指定した道路又は鉄道等（名称）から <input type="checkbox"/> 上記以外の道路（名称）から	m m m
2 最寄りの野立広告物からの距離		m
広告旗の場合は、次の欄に記入すること。		
1 付近の道路からの距離		m
2 他の広告旗との距離		m

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。
- 3 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合に記入すること。
- 4 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例(昭和 39 年愛媛県条例第 50 号)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者をいう。
- 5 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者、新たに置かれる管理者又は工事施行者が、屋外広告業者である場合に記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつてはカラー写真及び屋外広告物安全点検結果報告書(別紙)
  - (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し
  - (3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合であつて、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成 28 年愛媛県条例第 26 号)による改正後の愛媛県屋外広告物条例第 12 条第 3 項の規定に該当する者であるときにあつては、これを証する書類の写し